

令和 7 年 4 月 2 8 日

川西市議会議長 岡 留美 様

会派（呼称）名 市民ファーストかわにし

議 員 名 斯波 康晴

※議員名欄は署名又は記名

管 外 調 査 報 告 書

このたび、管外調査をいたしましたので、その概要を下記のとおりお届けいたします。

記

- 1 調査者氏名：斯波 康晴
- 2 調 査 先：兵庫県尼崎市
- 3 調 査 期 間：令和 7 年 4 月 1 5 日
- 4 調査結果の概要

別紙のとおり

行政視察報告

報告者：市民ファーストかわにし 斯波康晴

◆視察先 兵庫県尼崎市役所

◆日時 令和7年4月15日(火) 14:00～15:30

◆目的 改正民法に係る別居・離婚後の親子関係に関する先進自治体の対応・取組の視察

◆視察内容（「別居・離婚後の親子関係を考える地方議員の会 in 尼崎」に合同参加）

改正民法に係る別居・離婚後の親子関係に関する尼崎市の親子交流支援事業について、所属する地方議連の合同視察に参加。両親が別居・離婚後の親子関係において父母間に感情的対立があっても、子どもものことに関して連絡を取り合える関係が望ましいが、別居親と子どもが子ども本人の意思に反して会えなくなってしまう事案も少なくない。尼崎市の親子交流支援事業はその両者でうまく連絡が取れない場合、あるいは子ども自身の意思により、別居親との交流を図るため行政直営で支援する事業である。

● 親子交流（面会交流）支援事業について

この支援事業を利用するには、離婚後の同居親権者（尼崎市に在住）と別居非親権者（居住自治体は任意）の同意確認が前提となっている。同居親が子どもを別居親に会わせる意思がありながら、なかなか連絡を取ることが苦痛または精神的負担がある等のほか、子どもの面会交流時に自身は相手と顔を合わせたくないという事案の支援に向いている。実施回数は月1回2時間である。事業制度の詳細については、同市の公式ホームページに記載、周知がなされている。

親子交流（面会交流）をお手伝いします 尼崎市公式ホームページ www.city.amagasaki.hyogo.jp

● 事業の実施状況

令和4年度から事業を開始し令和4年度と令和5年度の利用はいずれも1組のみ。コロナ感染症の対応時期であったほか、事業の周知や認知度が十分ではなかったものと考察。令和6年度は5組の実績があり延べ28回の利用があり、今後も制度利用は増加の見通し。なお、現在の対応体制では8組を超えると厳しいため、今後の体制を検討中。

● 事業評価と課題

民間団体が実施する支援事業と比較すると専門職による事前聴取等の準備に時間がかかることや安全・秘密確保の観点での利用制約が厳しい側面がある一方、利用アンケートによる利用者の満足度評価は高い。課題としては、専門職の確保や増加傾向にある体制のあり方の模索のほか、国補助金を活用しているため、国の制度基準通りに実施する必要があり制度の自由度が低い。そのため、離婚前の別居親子交流については非対象。離婚後よりも離婚前の別居親子の方が交流支援のニーズがあると思われるが実施できない。

● 国補助金を活用するための要件

親子交流の補助事業実施に当たり専門支援員の配置が必要であり人材確保に苦慮。同専門支援員の資格要件は家庭裁判所に勤めていた調査官など高度な専門知見、経験を有する人材であり、同市の場合は、専門支援員を派遣する専門団体と契約して人材確保をしている。件数をこなせない割に実施費用（主には人件費）がかかるため、国補助金を活用しても財政部門が難色を示す種の事業か。同市では事業導入検討時点で、当時の市長が親子交流支援事業の実施に前向きだったとのこと。

- （所感）制度意義の高い事業だが、同市のような国基準での直営事業は実施ハードルが高いか。一般市では親子面会交流のノウハウのある民間団体への委託実施の検討が現実的。直営で1万円程度の負担だが、民間の支援サービスを利用すると2時間2万円程度の費用と負担が大きいと、子どもの人権擁護の観点からも直営、委託を問わず、自治体支援や事業制度の拡充が望まれる。